

第3章. 緑地の保全および緑化の目標

第3章. 緑地の保全および緑化の目標

I. 計画の基本理念

青梅市は、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口に位置し、市域の7割以上が山や丘陵の緑におおわれているほか、多摩川をはじめ多くの河川が流れるなど、都内でも有数の良好な自然環境に恵まれています。

近年では、これらの自然を生かした広域的な観光・レクリエーション拠点として、また、都心からの交通利便性の良さを生かしたベッドタウンとして発展し、広域的にも業務核都市や多摩の“心（しん）”などの多摩自立都市圏の拠点都市として位置づけられ、「ふれあいと創造の都市・青梅」をめざし、まちづくりを行っています。

このようななか、青梅市の『緑』については、余暇時間の増大や高齢化社会の到来など、社会状況の変化や需要の多様化によって、心のやすらぎ・自然とのふれあい・レクリエーション利用・景観の向上・公災害の防止など、様々な役割が求められています。

本計画では、これらの緑がもつ役割をふまえ、青梅市固有の財産である優れた自然環境を保全・活用するとともに、市街地における緑の基盤となる公園緑地等の整備や市民の参加・協力による緑化活動などにより、市民が安全かつ快適な生活を営むことができる、緑豊かなまちづくりを進めていくという観点から、計画の基本理念を次のとおり設定しました。

～豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街

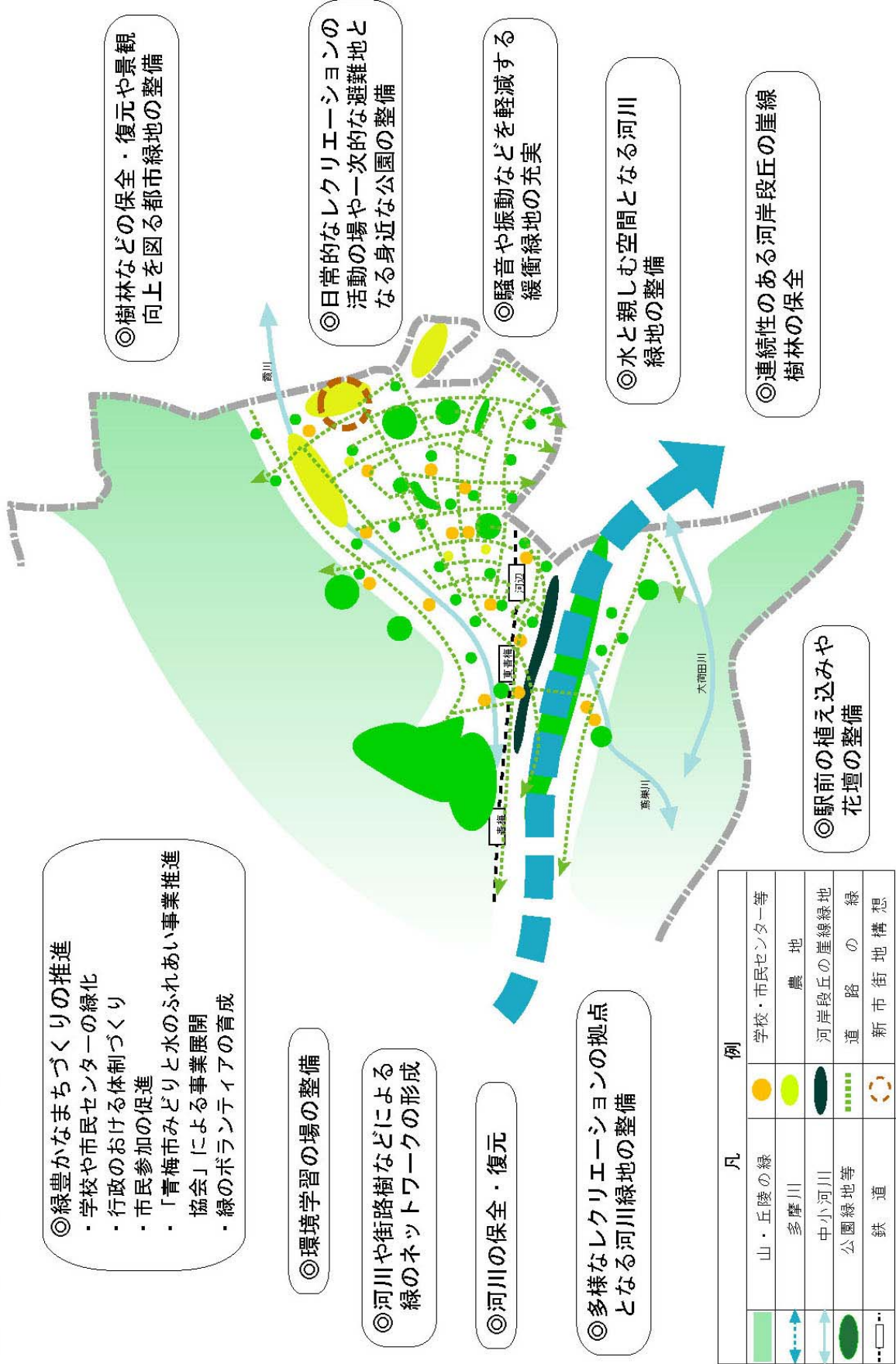
“青梅”をめざして～

緑の将来像図

豊かな自然、快適なくらし、ふれあいの街“青梅”をめざして



緑の将来像図（市街地）



II. 計画の目標

1. 計画の目標年次

計画の目標年次：平成 22 年

※なお、社会状況の変化などに応じ、適宜、見直しを行っていきます。

2. 市民 1 人当たりの公園緑地等の面積

平成 22 年までに市民 1 人当たり 18.0 m ² の公園緑地等の確保をめざします。
--

市民が日常的に利用する身近な公園（住区基幹公園・児童遊園）は地形や住宅地の状況などを考慮しながら、誰もが歩いていける範囲への配置・整備をめざします。

都市基幹公園や都市緑地等については、環境保全・防災・レクリエーション・景観など、多様な役割をふまえた配置・整備をめざします。

種 別		1 箇所当たり標準面積 (ha)	現況 (平成 9 年)		目標 (平成 22 年)	
			箇所数	市民 1 人当たりの公園緑地等の面積 (m ²)	箇所数	市民 1 人当たりの公園緑地等の面積 (m ²)
児童遊園		0.05～0.08	54	0.3	53	0.2
住区基幹公園	街区・近隣・地区公園	0.25～4.00	64	1.9	102	2.5
都市基幹公園	総合・運動公園	10.0～75.0	1	2.9	2	5.7
都市緑地等	都市緑地・緩衝緑地・都市林・特殊公園など	—	10	4.5	19	9.5
その他条例等による公園		—	15	1.4	10	0.1
合 計		—	144	11.0	186	18.0

※広域公園は、市民だけでなく、都民全体での利用を図るものであるため、市民 1 人当たりの公園緑地等の面積算出からは除きます。なお、広域公園をいたした場合の平成 22 年の市民 1 人当たりの公園緑地等の面積目標値は 21.9 m² (187 箇所) となります。

3. 持続性のある緑地の確保目標量

平成22年までに7,236haの緑地の確保をめざします。

公園緑地等の整備を進めるとともに、植生や地形地質の保全・農林業の維持などを目的とした法律や条例の制度の適用によって緑を守り育てていきます。

表一 緑地の確保目標量（平成22年）

	緑地の定義	対象となる緑地	目標量
1	公園緑地等の都市施設とする緑地	都市公園、条例による公園、児童遊園など	678ha
2	制度上安定した緑地	特別緑地保全地区、生産緑地地区、風致地区、保安林、自然公園など	6,693ha
3	社会通念上安定した緑地	社寺境内地、公開性のある教育施設、ゴルフ場など	1,721ha
目標量合計			7,236ha

※合計では緑地間の重複分を除いています。

◆ 緑地の分類

(1) 公園緑地等の都市施設とする緑地

法律や条例により設置された公園や児童遊園です。

(2) 制度上安定した緑地

特別緑地保全地区や生産緑地地区など、主に植生や景観の保全、農林業の産業維持などを目的とした法律や条例の制度を適用する緑地です。

(3) 社会通念上安定した緑地

社寺境内地やゴルフ場など、社会一般的に安定していると考えられる緑地です。